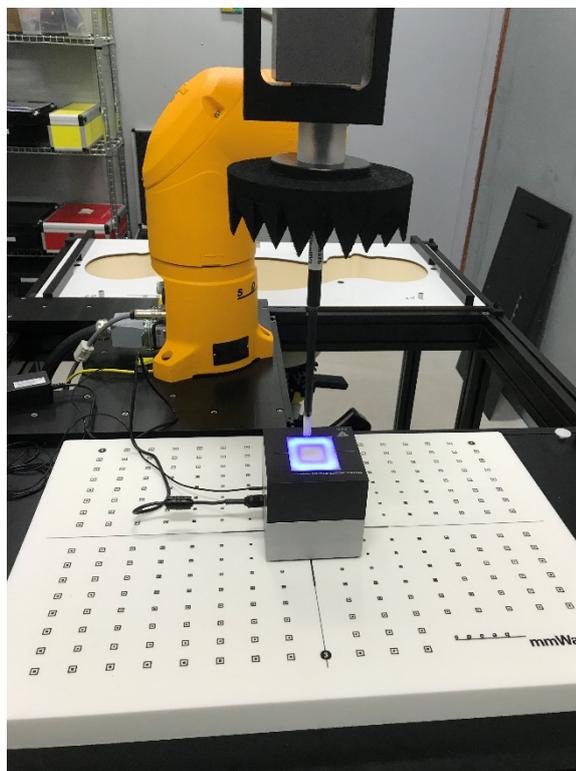
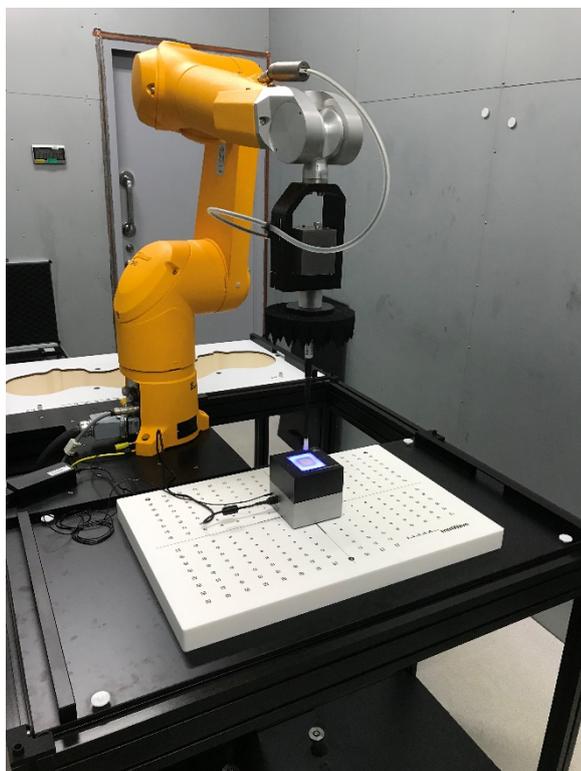


## cDASY6 の導入に関して

令和元年5月20日の法令改正に伴い、日本国内でも周波数6GHz以上の下記カテゴリに関して、入射電力密度の試験が必要となりました。

- ・ 第2条第1項第8号 ミリ波レーダー用特定小電力機器(79GHz 帯)
- ・ 第2条第1項第11号の32 28GHz帯SC-FDMA又はOFDMA携帯無線通信陸上移動局
- ・ 第2条第1項第19号の4の2 60GHz帯小電力データ通信システム
- ・ 第2条第1項第19号の4の3 60GHz帯小電力データ通信システム(10mW 以下のもの)
- ・ 第2条第1項第47号の3 超広帯域無線システム(7.587GHz 以上 8.4GHz 未満)

弊社では改正後の試験基準に対応すべく、写真の「cDASY6」を導入し、入射電力密度の測定が可能になりました。



詳しくは弊社営業担当までお尋ねください。

お問合先: 株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部

078-940-0377(代表) 078-940-0378(FAX)

E-mail: sch\_rf@dspr.co.jp